

2020. 6. 6

公共交通機関の一部運行再開について（新型コロナウイルス関連）

- 6月5日、ウズベキスタンへの新型コロナウイルスの進入の阻止に係る措置策定特別共和国委員会は、感染状況評価が緑色及び黄色の地域において、同月8日から地下鉄とマルシュルートカを除く公共交通機関の運行を再開することを発表しました。現時点における各都市の評価状況は、当館ホームページ (https://www.uz.emb-japan.go.jp/itpr_ja/kanwa.html) に掲載しておりますところ、ご覧ください。
- これら公共交通機関の利用に当たってはマスク着用が義務付けられているほか、ソーシャル・ディスタンスの保持など、検疫要件の遵守が求められており、違反については行政罰が課されますので、ご注意ください。
- 上記に関するものを含め、当地における滞在に関する必要なお知らせについては、当館より領事メール及びホームページを通じて、情報提供いたしますところ、常に情報を得ることができる体制を維持していただけますようお願い申し上げます。

1 発表内容は以下のとおりです。

- (1) 6月8日より、（感染状況評価）黄色地域及び緑色地域において、市・地域内及び郊外におけるバスなどの公共交通機関の運行を許可する。（運行再開を認める交通機関に）ダマス（当館注：軽ワゴンを利用した循環バス）、マルシュルートカ、地下鉄は含まない。
- (2) 公共交通機関の運行再開に当たっては、以下の要件を厳守する必要がある。
 - 運行ごとに最終の停車地及びバス停において、運行会社が車両を完全に消毒すること。
 - 運行会社はドライバーにマスクと手袋を提供し、定期的にそれらを交換させること。
 - 乗客にはマスク着用を義務付けること。
- (3) 運輸省の職員は、これらの要件が遵守されているか監督を行う。乗客は検疫要件を遵守するとともに、ソーシャル・ディスタンスを保持する必要がある。（乗客が）公共交通機関の検疫要件に違反した場合、行政責任が課せられます。

2 上記に関するものを含め、当地における滞在に関する必要なお知らせについては、当館より領事メール及びホームページを通じて、情報提供いたしますところ、常に情報を得ることができる体制を維持していただけますようお願い申し上げます。

（何かあった場合の連絡先）

○在ウズベキスタン日本国大使館

住所：Tashkent city, Yashnabad dist., Sadyk Azimov str., 1-28

電話：（代表）+998-78-120-8060, （夜間・休日用緊急携帯）+998-91-162-5009

ホームページ：https://www.uz.emb-japan.go.jp/itprtop_ja/index.html

※新型コロナウイルス関係特設ページ：

https://www.uz.emb-japan.go.jp/itpr_ja/11_000001_00014.html

○日本国外務省領事サービスセンター

電話：（代表）+81-3-3580-3311, （内線）2902, 2903